

領海等における外国船舶の航行に関する法律案について
概要、要綱、法案・理由、新旧対照表、参照条文は、
右のリンクをクリックしてください。 <http://www.mlit.go.jp/houritsuan/>

1. 背景

我が国の領海及び内水における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止するため、領海及び内水における外国船舶の航行方法、外国船舶の航行の規制に関する措置その他の必要な事項について定める必要がある。

2. 概要

(1) 領海等における外国船舶の航行方法

ア 領海及び内水（以下「領海等」という。）においては、外国船舶の船長が、荒天、海難その他の危難を避ける場合、人命救助の場合その他のやむを得ない理由がある場合を除き、当該外国船舶に停留等を伴う航行をさせることを禁止する。

イ 内水（新内水を除く。）においては、アに加えて、アのやむを得ない理由がある場合を除き、当該外国船舶に我が国の港にある施設を目的地又は出発地としない航行をさせることを禁止する。

* 「新内水」とは、我が国の内水のうち、領海及び接続水域に関する法律（昭和52年法律第30号）第2条第1項に規定する直線基線により新たに内水となった部分をいう。

(2) 外国船舶の通報義務

外国船舶の船長は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせる必要がある場合等は、その理由が明らかな場合を除き、あらかじめ、その理由等を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととする。

(3) 外国船舶に対する立入検査及び退去命令

海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行等を行っている外国船舶と思料される船舶について、この法律の目的を達成するため、その理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶への立入検査をさせることができることとするとともに、立入検査の結果、当該船舶の船長が（1）に違反していると認めるときは、当該船長に対し、領海等からの退去を命ずることができることとする。

3. 閣議決定予定日

平成20年2月26日（火）

<問い合わせ先>
国土交通省海上保安庁領海航行法制準備室 北村
代表：03-3591-6361（内線5170）
直通：03-3591-6381
